

加古川市景観まちづくり条例第 20 条に基づく大規模建築物等景観形成基準 自己評価書(指定工作物)

一般基準		チェック欄	設計にあたっての考え方を記載して下さい。	
<p>大規模建築物等は、それぞれ個々に建築されるものであるが、周辺の文化財や建築物等をはじめ、まちを構成する諸要素間と相互に調和を図っていくことは、美しい景観を生み出すだけでなく、都市の文化と風格を高める上で大変重要である。そのため、周辺地域の状況や特性を十分把握して上で、大規模建築物等の設計をしていく必要がある。</p> <p>また、うるおいとやすらぎのある美しいまちづくりの実現を図るため、緑の存在は不可欠である。そこで、公共空間の修景緑化とともに、通りを利用する人や車から見える部分である大規模建築物等の敷地内境界領域については、半公共空間であると認識し、修景緑化による視覚的な思いやりが必要である。</p> <p>大規模建築物等の敷地内の位置、規模、意匠、材料及び色彩については、周辺地域の状況や特性を十分把握し、周辺景観に与える違和感や雑然さを軽減するよう配慮することにより、まち全体として調和のとれたものとする。</p> <p>道路をはじめ、敷地や駐車場について、通りを利用する人や車から見える部分については特に修景緑化に配慮し、緑豊かな景観の形成を図る。</p>				
項目	項目別基準	チェック欄	景観に対する配慮事項を具体的に記載して下さい。	
位置・規模	地域の特性に応じて、市民に親しまれている山、丘陵などを眺望する視線を遮らないよう配慮する。			
	周囲の景観に違和感を与えない位置、規模とならないよう配慮する。			
意匠	壁 面			
	壁面設備			
	屋根・屋上	周辺環境と調和した意匠となるよう配慮する		
	屋上設備			
	低層部			
	駐車場部 (駐輪場部を含む)	通りから自動車、自転車等が見えにくい構造とし、入口の意匠や外壁等の仕上げについては工作物全体との調和を図る。		
屋外階段	形態、材料、色彩によって周囲に与える突出感、違和感をなくし、建築物との調和を図る。			
材 料	金属やガラスなどの反射性、光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合は、周辺環境との調和に配慮する。			
	経年変化により風格を増し、褪色、損傷等に強い材料を選択するよう配慮する。			

色彩	外 壁	<p>基調となる色は、けばけばしくなく落ちついたものとし、無機質感を避け、周辺環境との調和に配慮する。その色範囲は、明度5以上で下記のとおりとする。</p> <p>R(赤)、YR(橙)系の色相を使用する場合は、彩度4以下</p> <p>Y(黄)系の色相を使用する場合は、彩度3以下</p> <p>その他の色相を使用する場合は、彩度2以下</p>		色相() 明度() 彩度()
		<p>ただし、上記にかかわらず、自然系素材(注1)を使用する場合の色範囲はこの限りでない。また、航空法その他の法令により色彩について許可等を受けて設置する工作物については、適用しない。</p>		
		<p>商業・業務系地域の低層部では、色彩の演出を工夫する。</p>		
	屋 根	<p>基調となる色は、けばけばしくならないよう配慮する。明度・彩度については、外壁色との調和に配慮する。</p>		色相() 明度() 彩度()
	植栽の方法	<p>敷地(注2)への植栽及び既存の樹木の保存について配慮する。ただし、工場立地法その他の法令により緑化の基準が設けられている事業所等に係わるものについては適用しない。</p>		
	駐車場(駐輪場を含む)の態様	<p>自動車、自転車等により、通りの連続性が失なわれないよう配慮し、高木の緑化等による修景を行う。</p>		
		<p>駐車場の舗装面に緑化ブロックを用いたり、道路に面する部分の生け垣化に配慮する。</p> <p>位置、塀・門等の意匠について、建築物とのバランスに配慮する。</p>		
	接道部の態様	<p>単調で閉鎖的な塀・擁壁のみの設置は避けるなど、道路との関係に配慮する。</p>		
		<p>塀、擁壁又は法面の緑化に配慮する。</p>		

(注1)自然系素材とは、木、石、土などの天然素材、若しくは人造石、レンガ、無釉タイル、銅板などの準天然素材を言い、人工材及び人工的な着色によって自然の色彩を再現した材料は除く。

(注2)敷地とは、建築物の敷地のうち、道路など公共空間に接し、通りを利用する人や車から視認可能な部分を言う。

(備考)チェック欄は、当該大規模建築物等の各基準について遵守できているかどうかチェック(又は×)して下さい。